

## 新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起（6月10日）

### （ナイジェリア入国時の検疫措置）

#### 【ポイント】

- ナイジェリア大統領直下の新型コロナウイルス対策タスクフォースは、ナイジェリアに入国・再入国するすべての渡航者を対象に、事前のPCR検査を求める新たな検疫措置を発表しましたので、ご注意ください。（発表の詳細は以下1のとおりです。なお、発表文は[こちら](#)。）
- ナイジェリア保健省及び疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、6月9日午後11時45分（当地時間）時点のナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染例は合計13,464例に増加しています。
- 邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

#### 【本文】

## 1 ナイジェリア入国時の新たな検疫措置

ナイジェリア大統領直下の新型コロナウイルス・タスクフォース（The Presidential Task Force on COVID-19）（議長：連邦政府官房長官）は、ナイジェリアに入国・再入国するすべての渡航者を対象に、事前の PCR 検査を求める新たな検疫措置を 8 日付けで発表した旨、10 日に当国外務省からより外交団宛通知がありました。この発表に関する詳細情報を入手しましたので、以下のとおりお知らせいたします。（詳細情報発表文は[こちら](#)。）なお、同措置は既に 6 月 8 日から施行されていますので、ご注意ください。

### （1）出発前の対応

（ア）ナイジェリアに到着/帰国する乗客は、出発国におきまして、新型コロナウイルスに係る PCR 検査を受け、陰性である旨の検査結果を取得する必要があります。PCR 検査は、出発の 2 週間以内に行う必要があります。搭乗の 5 日以上前であることが望ましい由です。なお、出発の 2 週間以上前に受けた検査は無効となり、搭乗は許可されません。なお、最低 5 日前の受検は助言であり、搭乗を妨げるものではない由です。

（イ）機内では、乗客は健康状況に関する自己申告フォームに記入する必要があります。乗客は、同フォームに提供する情報や連絡先（連絡可能な電話番号と住所）を正確で記入する必要があります。

## (2) ナイジェリア到着時

(ア) ナイジェリア到着時、乗客は、過密状態を避けるため、順番に降機するよう求められますので、係員の指示に従ってください。

(イ) 乗客は、入国の際、健康に関するスクリーニングを受け、機内で記入した自己申告フォームの提出を求められます。

(ウ) また、乗客は、空港内では、以下の対応が求められます。

- a. マスクの着用
- b. 手指の消毒
- c. 咳エチケットの確保
- d. 物理的な距離を保つこと

(エ) ナイジェリアに到着した方は、入国場所が所在する市又は州（つまりラゴス又はアブジャ）において、14日間の自主隔離が求められます。乗客が、ラゴス又はアブジャに居住していない場合、自費で宿泊施設を手配する必要があります（なお、ナイジェリア連邦政府は、宿泊施設や住居への交通手段を提供する責任を負わない由です）。

(オ) 乗客の旅券は、14日間の自主隔離が完了するまで入管で保管されます（自主隔離期間が完了した後、旅券は返還されますが、返還の際は DHL などのデリバリーサービスを利用することも可能とのことです。）。

(カ) 乗客は、到着後72時間以内に PCR 検査を再受検するため、所定の日時にラ

ゴス又はアブジャにあるサンプルコレクションセンターに出頭することが求められます。

(キ) 自主隔離の期間中、ラゴス又はアブジャに留まることができない方は、次の場合にのみ居住地に戻る事が可能とのことです。

ア 検体を提供し、かつ、新型コロナウイルス陰性であること。

イ 公衆衛生担当者に、連絡可能な住所と電話番号を提供すること。

## 2 ナイジェリアにおける感染状況

ナイジェリア保健省及びナイジェリア疾病予防管理センター(NCDC)等によれば、ナイジェリアで確認された新型コロナウイルス感染例は6月9日午後11時45分(当地時間)時点のナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染例は合計13,464例に増加しています(うち、死亡365例)。

各州における感染状況は以下のとおりです。

(ラゴス州) 6,065人

(カノ州) 1,020人

(FCT) 1,012人

(オグン州) 471人

(エド州) 462人

(カツィナ州)	399人
(オヨ州)	398人
(リバーズ州)	394人
(カドゥナ州)	369人
(ボルノ州)	367人
(バウチ州)	364人
(ジガワ州)	309人
(ゴンベ州)	246人
(デルタ州)	175人
(エボニー州)	152人
(クワラ州)	143人
(ソコト州)	129人
(プラトー州)	128人
(ナサラワ州)	113人
(アビア州)	97人
(イモ州)	83人
(ザムファラ州)	76人
(ヨベ州)	52人

(オシユン州)	50人	
(アナンプラ州)	46人	
(ナイジャー州)	46人	
(オンド州)	46人	
(アクア・イボム州)	45人	
(アダマワ州)	42人	
(ケビ州)	41人	
(バイエルサ州)	30人	
(エキティ州)	30人	
(エヌグ州)	30人	
(タラバ州)	18人	
(ベヌエ州)	13人	
(コギ州)	3人	合計13,464人

### 3 感染予防

ナイジェリア保健省やナイジェリア疾病予防管理センターは、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、以下の励行を呼びかけています。

- こまめに流水、石鹸を使った手洗いを励行する。水を利用できない時は除菌液（サニ

タイザー)を使用する。

●咳をする際にはティッシュ等で口周りを覆う。ティッシュがない場合は、肘の内側で口周りを覆う。ティッシュ等は使用后すぐに適切に処分してください。ティッシュが手に入らない場合は、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。

●咳やくしゃみなどの症状がある人物との濃厚接触を避ける。

●人込みの多い場所を避ける。

●他の人との間に距離をとる（約2メートル）

#### 4 情報収集

新型コロナウイルスに関する主な情報収集源を以下に例示します。

これらや報道などを通じて最新の情報を収集するようお願いします。

●ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）ホームページ

<https://www.ncdc.gov.ng>

（学校向けガイダンス）

[https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175\\_1583410399.pdf](https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175_1583410399.pdf)

（自主隔離（self-isolate）に関するガイダンス）

<http://covid19.ncdc.gov.ng/resource/guideline/NCDC%20Self-Isolation%20Guideline%20for%20COVID19.pdf>

●外務省海外安全対策ホームページ（日本）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省ホームページ（日本）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●首相官邸（日本）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

## 5 感染拡大に伴う各国の水際対策

感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎日本においては5月27日より「水際対策強化に係る新たな措置」が実施されております。本件措置の主な点は以下リンク先のとおりです。日本への帰国等の際には、ご留意いただくとともに、最新の情報をご確認ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置や日本の水際対策をとりまとめ情報発信しています（海外安全ホームペー

ジ)。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◎日本への入国の際の検疫・隔離等に関する情報（厚生労働省ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

6 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：[visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)

（了）